

五泉市

議会だより



第46号

平成30年
7月25日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911 (内線370) FAX.0250-43-2716



さくら保育園 セタ行事でのひとコマ

議長室から



議長
林

茂

西日本を襲った梅雨前線による豪雨災害については、尊い命が失われ甚大な被害が発生しました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興が図られるよう願っております。

五月二日に開催された第二回五泉市議会臨時会は、条例改正等の専決処分や村松小学校大規模改造事業を含めた一般会計補正予算など、合わせて七件の議案が当局から提案され、慎重審議の結果、いずれも承認、可決されました。

六月十四日から二十九日まで開催された第三回六月市議会定例会では、市税条例の一部を改正する条例や人事異動に伴う人件費調整、除雪機械整備補助金三百万円、暮坪頭首工整備計画策定委託料九百万円などを盛り込んだ一般会計補正予算など、当局提案議案十四件に加えて、請願一件、議員発議三件などを審議し、可決、採択などいたしました。

平成三十年度の一般会計予算は、四回の補正により当初に比べ三億六千五百五十八万二千円増えて二百三十三億六百五十八万二千円になりました。

平成30年 第2回

5月
臨時会

専決処分の報告など7議案を審議

村松小学校大規模改造事業、斎場・墓地管理事業などの補正予算及び法改正等に伴う条例の一部改正など

平成30年第2回臨時会が5月2日に開催されました。慎重審議の結果、条例の一部改正と補正予算に関する5件の専決処分を承認し、1件の補正予算を可決、人事案件1件に同意しました。

議員別議案賛否一覧表【○：賛成，×：反対，－：欠席】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名 (議席番号順)																			
				1 松川 徹也	2 深井 邦彦	3 桑原 一憲	4 白井 妙子	5 今井 博	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 渉	10 平井 敏弘	11 牛腸 利栄	12 鈴木 良民	13 熊倉 政一	14 広野 甲	15 剣持 雄吾	16 羽下 貢	17 町田 俊夫	18 阿部 周夫	19 (欠席)	20 林 茂
市長	議第48号	専決処分の報告承認について (五泉市税条例等の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第49号	専決処分の報告承認について (五泉市都市計画税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第50号	専決処分の報告承認について (五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第51号	専決処分の報告承認について 〔平成30年度五泉市一般会計補正予算(第1号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第52号	専決処分の報告承認について 〔平成30年度五泉市一般会計補正予算(第2号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第53号	平成30年度五泉市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第54号	五泉市固定資産評価員の選任について (税務課長 伊藤 順子)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。

◆目次	ページ
第2回5月臨時会	2
議案概要	
議員別議案賛否一覧表	
第3回6月定例会	3
議案概要	
委員会審査報告	
総務文教常任委員会	4
市民厚生常任委員会	5
建設産業常任委員会	6
議員別議案賛否一覧表	7
一般質問(8名)	7
ごせん紅葉マラソン補助金	
事務調査特別委員会経過報告	8
議員発議	13
永年勤続議員表彰	15
編集後記	16

6月 定例会

補正予算及び法改正等に伴う条例の一部改正など20議案を審議

平成30年第3回6月定例会が6月14日に招集され、6月29日まで16日間の会期で開催されました。

初日には会期決定、議長報告、4件の繰越計算書の報告の後、市政一般に関する質問の一部を行い散会しました。

翌15日は引き続き市政一般に関する質問をすべて行ったあと、3日目に予定していた日程を繰り上げて審議することとして、議案11件を一括議題として当局の提案説明と議案に対する質疑を行い所管の常任委員会に付託しました。また、請願1件も所管常任委員会に付託し、18日を休会とすることとして散会しました。

6月20日～21日に常任委員会が開かれ、付託された議案等の審査が行われました。

最終日には、各常任委員会の審査報告に続いて採択が行われ、それぞれ可決・採択しました。その後、五泉市副市長の選任及び人権擁護委員の推薦などの人事案件3件の審査、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の委員会経過報告、議員発議3件を採決して閉会しました。

6月定例会の日程

月 日	内 容
6月14日(木)	本会議（開会、会期決定、議長報告、議案審議、一般質問）
15日(金)	本会議（一般質問、議案上程、質疑、委員会付託）
20日(水)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会
21日(木)	建設産業常任委員会
26日(火)	ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会
29日(金)	本会議（委員会審査報告、採決、委員会経過報告、議案審議、議長報告、議員派遣、閉会）

総務文教常任委員会 審査報告

◎ 劍持 雄吾
○ 長谷川政弘

羽下 広野

貢 熊倉 政一
甲 今井 博

松川 徹也

去る六月十五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第五十五号 五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第六十号 平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち本委員会所管に属する事項

請願第一 三十人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度二分の一還元に係る意見書の採択を求める請願

以上の三件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり、それぞれ決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

議第六十号 平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち、

まず、教育委員会所管分の質疑の中で、

小学校管理費の学校施設維持改良工事について、単本小学校の給水ポンプが故障したため入れ替えるということだが、これまでどのように対処していたのか、とたざしたところ、

単本小学校では、一旦受水槽に入れて、それから学校に給水しています。水道管から受水するための給水ポンプが三台あり、交互に運転します。そのうち二台が故障しており、現在は一台で動かしている状況です。今動いている一台が壊れてしまうと受水槽に水を入れられないため、このたび全部更新したいと考えています、との答弁でありました。

また、学校施設管理に関連して、

六月十八日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀が倒壊するということがあった。新潟市では既に総点検を始めたが、五泉市では倒壊の危険性がある場所はあるのか、とたざしたところ、

五泉市の場合も、地震の翌日に臨時の校長会があり、各学校に点検を指示しましたし、通学路にあるブロック塀などについても十分注意するように、児童生徒に対して注意喚起を促すよう話をしました。

市内の小中学校の中でブロック塀があるのは、川東小学校と五泉中学校です。川東小学校は、石垣の上に土どめのような形で三段程度のブロック塀がありますし、五泉中学校は、奥の以前からあるテニス

コート周りの隣に隣の民地との境にブロック塀がありますので、同日点検をしてきました。

倒壊の危険はないと思いますが、設置してから随分期間が経っているため、生徒が近寄らないような対策をしなければならないと考えます、との答弁でありました。

次に、総務課所管分の質疑の中で、防災基盤整備事業で修繕料二十万円の追加について、

防災行政無線子局に、落雷が原因と思われる不具合が二カ所で発見されたため、オートリセットブレーカという過電流防止装置を修繕することである。ただ、他の子局でも落雷の可能性があるわけだが、この過電流防止装置は不具合が発見された場合に、その子局にだけ付けるのか。今後の取り付けはどのように考えているのか、とたざしたところ、既に二百八カ所にあります子局には、オートリセットブレーカがすべて付いています。

このたび落雷が原因と思われる故障が二カ所で発見されたため、オートリセットブレーカ自体を交換するものです、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎佐藤 涉 町田 俊夫 白井 妙子
 ○伊藤 昭一 鈴木 良民 桑原 一憲

去る六月十五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第五十六号 五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第五十七号 五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議第五十八号 五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの実業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第五十九号 五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第六十号 平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち本委員会所管に属する事項

議第六十一号 平成三十年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議第六十二号 平成三十年度五泉市介護保険特別会計補正予算(第一号)

議第六十四号 平成三十年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

以上の八件であります。

審査にあたりましては、市長をはじめ当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

市民課所管分の質疑の中で、平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち住居表示整備事業三十万四千円に関連して、

住居表示審議会から答申いただいた五つの区割りにおいて現在継続審議となっている町名を、研究会を立ち上げ、さまざまな立場、角度から研究いただき住居表示審議会へ意見、提言をいただくための経費であります、との説明を受けて、

研究会を立ち上げて民意を反映させようというスタイルであるなら、仮に答申と別な意見が大勢を占めた場合、審議会での答申結果は変わるのか、とただしたところ、

本会議場でも答弁しましたが、審議会の答申は尊重するという姿勢を示させていただきました。区割りについて五分割の答申をいただき、町名が継続審査ということで、この町名について研究会で意見をお聞きしたいというものであります、との答弁でありました。

さらに、五分割にこだわらず、研究会では原点に戻って議論してもらったことが非常に大事ではないかと思うがどうか、とただしたところ、

今現在、五分割がいいか悪いか議論することは審議会の中にはなく、町名のつけ方を十分検討し、町名を選んでいただいて、前へ進みだそうということで、研究会を立ち上げるものであります、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

建設産業常任委員会 審査報告

◎阿部 周夫 林 茂 平井 敏弘
 ○佐藤 浩 牛脇 利栄 深井 邦彦

去る六月十五日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第六十号 平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち本委員会所管に

属する事項

議第六十三号 平成三十年度五泉市下水道事業特別

会計補正予算(第一号)

議第六十五号 平成三十年度五泉市水道事業会計補

正予算(第一号)

以上の三件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

議第六十号 平成三十年度五泉市一般会計補正予算(第四号)のうち、

まず、都市整備課所管分の質疑の中で、(総合戦略)除雪事業、除雪機械整備補助金三百万円の増額について、当初予算で除雪機械二台分としておりました

が、除雪協力業者にアンケート調査を実施したところ三社から三台分の要望があり、不足の一台分の補正をお願いするものであります、との説明を受けて、経費三分の一以内、上限三百万円の補助と聞いているが、補助の対象となる機械はどのようなものかとただしたところ、

車道用除雪機械で新品の機械、または初年度登録から十年以内の機械が対象となります。予算をお願いしているものは、すべて新品のシヨベルローダーであります、との答弁でありました。

さらに、冬場以外の時期では利用がないと思われるが、機械の管理及び管理費についてはどうなるのか、とただしたところ、

当該業者に機械の管理費も含めて管理をしていただきます、との答弁でありました。

次に、農林課所管分の質疑の中で、林道等整備・維持管理事業百六十万円の増額について、ことし一月からの豪雪による林道十三路線の倒木処理に係る経費であります、との説明を受けて、

整備の対象となる十三路線での倒木本数は全部でどれくらいになるか、また、倒木処理したあとの木はどうなるのか、とただしたところ、

全部で三百二十八本の倒木処理を予定しており、処理後の木は個人所有の財産でありますので、道路脇に寄せて、その後は個人のほうにお願いするというかたちになるかと思えます、との答弁でありました。

さらに、雪害での倒木については、森林所有者が災害等の保険に加入している場合もあるはずだが、そのあたりの確認はしているのか、とただしたところ、

今現在、確認はしていない状況であります。今後、災害等の保険が適用になるかどうかも含め、森林組合等に確認していきたい、との答弁でありました。

これに対して、森林組合でも毎年雪害対策で保険加入の啓発をしているわけなので、保険に加入している方がいれば、その点をもう少し検討すべきであるとの意見がなされました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

議員別議案賛否一覧表【○：賛成，×：反対，－：欠席】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議員名 (議席番号順)																		
				1松川 徹也	2深井 邦彦	3桑原 一憲	4白井 妙子	5今井 博	6佐藤 浩	7長谷川 政弘	8伊藤 昭一	9佐藤 敏弘	10平井 利栄	11牛腸 良民	12鈴木 政一	13熊倉 甲	14広野 雄吾	15剣持 貢	16羽下 俊夫	17町田 周夫	18阿部 周夫	19(欠番)
市	議第55号	五泉市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第56号	五泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第57号	五泉市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第58号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第59号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第60号	平成30年度五泉市一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	
	議第61号	平成30年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第62号	平成30年度五泉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第63号	平成30年度五泉市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第64号	平成30年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	議第65号	平成30年度五泉市水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第66号	五泉市副市長の選任について(五十嵐 明氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(齋藤 博子氏)	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(小柳 隆氏)	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	請願者	請願第1	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
議員	発議第3号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×		
	発議第5号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
定例会最終日に議会活性化等特別委員会の設置についての発議が提出されましたが、本会議で採決した結果、否決されました。																						

※1

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わりません。

一般質問(通告順)

6月定例会では8人の議員が一般質問を行いました。通告順に従い質問者の氏名をお知らせします。

通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名
1	阿部 周夫	4	松川 徹也	7	今井 博
2	羽下 貢	5	広野 甲	8	町田 俊夫
3	桑原 一憲	6	白井 妙子		

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会 経過報告

【百条委員会】

※百条委員会とは、地方自治法第百条に規定されている調査権を議会から委任された委員会の通称です。関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるなど調査権にはたいへん強い権限があります。

百条委員会経過報告

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の経過について、ご報告いたします。

昨年十一月六日の本会議において本特別委員会が設置され、十二月定例会初日の十二月五日の本会議において中間報告を行い、同日、本委員会に地方自治法に基づき百条委員会の権限付与を可決いたしました。その後、本年二月二十八日の本会議においても中間報告を行ったところであり、現在も調査を継続中であります。

(8ページ下段へ)

◎熊倉 政一 阿部 周夫 鈴木 良民 深井 邦彦
○伊藤 昭一 剣持 雄吾 佐藤 浩

(8ページ上段より)

本委員会では、当局、及びごせん紅葉マラソン実行委員会が行ってきた補助金事務に対し、引き続き三月中に五回、四月中に五回、五月に一回、六月に二回、委員会を開催し、調査を行ってまいりました。

調査の中身につきましては、選挙管理委員会、スポーツ推進課、企画政策課、市民課、及びごせん紅葉マラソン実行委員会に対して記録の提出を求めたほか、平成二十七年度、二十八年度のごせん紅葉マラソン実行委員会に対する補助金事務に携わった担当職員三名さらに、ごせん紅葉マラソン実行委員長である五泉市議会議員の松川徹也氏と実行委員六名の合計十名にも証人出頭を求め、慎重に調査を行ってまいりました。それでは、現在までに判明したものについてご報告

(9ページへ)

(8ページより)

いたします。

まず、会議費の名目で、懇親会の領収書が市に多数提出されていた件についてであります。そもそも五泉市補助金交付基準の中では、懇親会費等、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものは補助対象外と規定されているにもかかわらず、ごせん紅葉マラソン実行委員会では懇親会費を会議費の名目で、何年間にもわたり補助対象経費に含め、実績報告書にも計上してきました。

これらの懇親会の領収書については、松川徹也氏が経営する居酒屋のものが特に多く確認されており、松川徹也氏がごせん紅葉マラソン実行委員会の実行委員長を務めた平成二十八年度になるとその数は急増しています。市に提出された領収書ごとに懇親会の参加者名簿を松川徹也氏に求めたところ、「不確かな部分が多く、そのほとんどが不明でした。」という回答であったことは前回報告した通りであります。

当時のごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者に証言を求めたところ、「基本的に実行委員会が会

(9ページ下段へ)

(9ページ上段より)

議等を行う場合は、実行委員会のメーリングリストやフェイスブック、SNSを通じてまず案内が発信されます。参加する、しないに関わらず、案内は基本的にほぼすべてのメンバーに行っていると思います。」とのことでありました。この証言内容を確認するべく、複数の実行委員会の方に会議やそれに伴う懇親会の案内文書の提出を求めたところ、文書の存在しない会議等が四件確認され、その内の三件については、松川徹也氏が実行委員長を務めた平成二十八年度のものでありました。

「案内は基本的にはほぼすべてのメンバーに行っている」という、ごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者の証言を信用するならば、この四件だけ文書がないというのは、実際に会議や懇親会が行われなかった可能性が極めて高いと言えます。これらは、居酒屋を経営する松川徹也氏が架空の領収書を意図的に作成し、ごせん紅葉マラソン実行委員会の会計担当者に提出し、その後、実績報告書の添付資料として五泉市に提出したということになり、詐欺的行為の疑いが極め

(10ページへ)

(9ページより)

て高いと言えます。

また、懇親会の会費に関してであります。ごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者は、「私自身、平成二十八年度に関しては懇親会が始まる前に会費について一人いくらの補助を出しますという説明を受けた記憶はありませんので、自分たちで均等に割って払っていたのではないかと思っております。」また、懇親会については、「必ずしも、松川徹也氏が経営する居酒屋だけでやったわけではなく、ほかの飲食店で行った記憶もあります。その際は、自分たちで普通に会計をしてそのまま支払ったという認識です。」と証言しています。

ほかに、「補助金はもらわず参加者の負担で行っていた。」という証言もあることから、ごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者の認識では、懇親会は全て参加者の自己負担だけで賄われていたということとあります。

ところが、実際には平成二十八年度になると懇親会の領収書が特に多く提出されるようになり、そのほと

(10ページ下段へ)

(10ページ上段より)

んどが松川徹也氏の経営する居酒屋のものであります。松川徹也氏が経営する居酒屋での懇親会に限って領収書が多数存在することについては、前述した松川徹也氏が架空の領収書を意図的に作成していた疑いと符合します。

本来、懇親会費については、参加者からその都度会費を徴収し精算済としていたはずであります。ところが、松川徹也氏は参加者から会費を徴収した上で、新たに領収書を作成し会計担当者に請求していた実態がうかがえます。そして、これらの領収書が補助金実績報告書の添付書類として市にも提出されていることから、これらについても詐欺的行為の疑いが極めて高いと言わざるを得ません。

さらに、松川徹也氏は、自身の経営する居酒屋では、ツケ払いは行わず、ほぼ当日決済だったと証言しています。

一方で、松川徹也氏から提出された平成二十八年度の書類を見ると、あろうことか店の一日の収入金額を上回る額の領収書が切られていることも確認されまし

(11ページへ)

(10ページより)

た。あえて店の収入に入れなかったのか、架空の領収書だったのか、疑惑は深まるばかりであります。

次に、ごせん紅葉マラソン実行委員会の銀行通帳の名義変更についてであります。平成二十七年度の第七回大会で会長、実行委員長を務めた佐野實氏は、前実行委員長の桑原一憲氏から佐野實氏への通帳の名義変更や、佐野實氏から現在の実行委員長の松川徹也氏への通帳の名義変更については、一切知らされていなかった、実行委員会から何の話も断りもなかった、通帳自体も証人尋問の席で初めて見たとの証言をされています。

この件について通帳を管理する立場にあった当時の会計担当者に証言を求めたところ、「佐野實氏とは直接話していないし、通帳は確かに引き継いだ为名義変更には関わっていません。」と証言しています。

次に、ごせん紅葉マラソン実行委員会のお金の流れについてであります。

松川徹也氏が実行委員長を務めた平成二十八年度、第八回大会の会計担当者の証言によれば、「松川さん

(11ページ下段へ)

(11ページ上段より)

から領収書もらって、それと引きかえに現金を渡し、あとは会議、会合費に添付していました。」「振り込みではなく、現金で渡していました。」「本当に松川さんを信頼して、領収書もらってそのまま現金を渡していただけです。」「基本的に協賛金が来たら現金はあるので、二百万円までは常時持つてはいないんですけれど、多分百何十万円とか常時持つていて、足りなければ現金を引き出してまた補填するという感じでやっていたと思います。現金出納帳とかはないんですけれども、松川さんを信頼していたので、出された領収書に對して、その分の現金を払うという感じでやっていました。」などと、松川徹也氏が提出した領収書については言われるがままに、ノートチェックで現金を支払っていた実態が浮き彫りになっています。提出された多数の領収書の内容についても、「そこら辺の詳細は正直私ではわかりません。」と証言しているように会計担当者であるにも関わらず一切関知していなかったことが判明しました。

次に、昨年十二月にごせん紅葉マラソン実行委員会

(12ページへ)

(11ページより)

が新聞折り込みで配布したチラシ、「ごせん紅葉マラソン補助金に関する百条委員会設置について」の中で、「五泉市の補助金は、市から認められているマラソン選手に必要な計測費用に使用し、許可をもらっていません。」と主張している件についてであります。歴代の「ごせん紅葉マラソン補助金事務の担当職員や教育長、財政課、また平成二十七年度の第七回大会で会長、実行委員長を務めた佐野實氏らは、計測費用のための補助金だという認識はなかったと証言していることについては前回報告した通りであります。

新聞折り込みで配布したチラシの作成について、松川徹也氏は、「作成責任者は松川氏本人で、作成にかかわった人間は、松川氏本人、桑原一憲氏、会計担当者である。」と証言していますが、会計担当者は、「原稿が出来上がってから、松川氏に呼ばれて見た。」程度だったと証言しています。

このことから、新聞折り込みで配布したチラシについては、ほかのごせん紅葉マラソン実行委員会の皆さんにはほとんど相談せず、松川徹也氏、桑原一憲氏の

(12ページ下段へ)

(12ページ上段より)

二人だけで作成したものと思われまます。

この件について、ごせん紅葉マラソン実行委員会の副実行委員長に証言を求めたところ、「補助金は計測器の費用であるという認識を持っている実行委員は、桑原実行委員長、松川実行委員長以外はちよつと思いがたまる節はないです。」とのことでありました。「計測器の費用である」との件について、松川徹也氏は後になつて桑原一憲氏に聞いたものと思われるので、結局は当初から、「五泉市の補助金を計測費用に使用した」という認識を持っていたのは桑原一憲氏だけということになります。

また、新聞折り込みされたチラシの中で、「ごせん紅葉マラソンに使われる運営費の総額を五泉市の指導をうけ、すべて提出した」と主張していることについてであります。「ごせん紅葉マラソンに使われる運営費の総額」とは、「マラソン選手に必要な計測費用他」「スタッフの名刺代・慶弔費・食事代等を含むその他の費用」であります。

ここの記載内容と、ごせん紅葉マラソン実行委員会

(13ページへ)

(12ページより)

が行ってきたものとの間には二つの矛盾が見られます。

一つ目は、ごせん紅葉マラソン実行委員会が開催した懇親会や食事代は、平成二十八年度に市に提出した領収書は十六件十七枚、また平成二十七年度に市に提出した領収書は八件十三枚であります。ごせん紅葉マラソン実行委員会が提出した資料では、これ以外にも幾度となく懇親会等を開催したことになっていて、「すべて提出した」との文言とは明らかにかけ離れています。

二つ目は、「スタッフの名刺代・慶弔費・食事代等を含むその他の費用」について、「五泉市の補助金を利用できない費用」と明記していることあります。

「食事代等」を自ら駄目と言っているにも関わらず、「飲酒を伴う懇親会」は問題ないというのでは、矛盾をはるかに通り越して論理に破綻をきたしていると言わざるを得ません。

「毎回実行委員会を開催する中で、補助金の使い道についてはほとんど説明されていませんでした。その中で実行委員会が進められていました。」という実行

(13ページ下段へ)

(13ページ上段より)

委員の証言もあり、この度、証人として出頭を求めたごせん紅葉マラソン実行委員会の事務局担当者や会計担当者などの証言をまとめると、実行委員会の事業費については、松川徹也氏のほぼ思いのままに支出されていた実態が明らかになりました。

松川徹也氏の証言と、ごせん紅葉マラソン実行委員の皆さんとの証言には、多くの矛盾や疑惑、それに伴う詐欺的行為と言わざるを得ない実態が次々と明らかになってきており、松川徹也氏が実行委員長を務める以前も含め、今後の調査でさらなる実態の解明を進めて行きたいと思っております。

現在、本委員会は継続中であり、今後も新たな記録の提出要求やごせん紅葉マラソン実行委員会の関係者にさらなる証人出頭要求を行い、疑惑解明のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の経過報告といたします。

発議について

— 次の発議を可決しました。意見書については、すみやかに関係省庁へ提出しました。 —

◆発議第3号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

【内 容】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

さらに、2017年12月、ノーベル平和賞が核兵器廃絶を訴えてきたNGO団体ICANに授与され、被爆者も受賞演説を行った。このことは、国連での多数派というだけでなく、広く国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がっていること、これからも広がることを示している。

よって、本市議会は、国に対し、下記のことを求める。

1. 日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
1. それまでの間は、オブザーバーとして条約国会合および再検討会議に参加すること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

【送付先】 内閣総理大臣、外務大臣

◆発議第5号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度

2分の1復元に係る意見書の提出について

【内 容】

子どもたち一人ひとりが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われるために、「少人数学級を推進すること」や「教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること」を求める意見書を提出するものです。

【送付先】 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

全国市議会議長会・北信越市議会議長会から

永年勤続議員表彰

4月に富山市で開催された北信越市議会議長会定期総会及び5月に東京都で開催された全国市議会議長会定期総会において、市政発展に尽くされた功績により表彰を受けられ、定例会初日の6月14日冒頭に表彰状の伝達が行われました。



佐藤 涉 議員
(議員在職10年)

林 茂 議員
(議長在職12年)

平井 敏弘 議員
(議員在職10年)

議会を傍聴してみませんか

議場の傍聴席で本会議を傍聴することができます。希望される方は市役所5階の議会事務局へおいでください。

次の定例会は9月に開催されます。日程等は市のホームページでお知らせいたします。

傍聴席から見た議場風景▶



モニター中継もご利用ください

本会議の様子は、次の所でモニター中継でもご覧いただけます。どうぞご利用ください。

市役所1階ロビー、総合会館管理棟1階、五泉市立図書館2階談話室、栗島ふれあい館1階、福社会館1階、村松支所1階ロビー、村松公民館1階、さくらんど会館1階エントランスホール※、さくらアリーナ1階

※さくらんど会館は工事のため10月末まで閉館しております。

7月1日に行われた 五泉市消防団小型ポンプ操法競技会

競技者は村松方面隊第6分団第5部 牧(寺下)消防部



牧(寺下)消防部の皆さんは、7月29日に胎内市で行われる「第69回新潟県消防大会」に五泉市代表として出場されます。

編集後記

今年もまた暑い季節がきました。炎天下、作業中のみならず室内で発生する熱中症も近年増加してきています。

暑いときはエアコンを使い、こまめな水分補給を行う事で熱中症予防にもなるようです。

まだまだ暑い日が続きますが食や睡眠不足に十分注意し、今年の夏を元気にのりきっていきたいものです。

六月十八日、大阪北部で最大震度六弱の地震が発生し、プールのブロック塀の倒壊によって、通学途中の小学四年生の女児が死亡するという事故が発生しました。亡くなられた児童のご冥福をお祈りいたします。

当市においても市内の学校施設及び保育施設のブロック塀などの調査点検の報告があり、子供の安心安全を確認いたしました。

■広報委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 伊藤 昭一 |
| 副委員長 | 佐藤 浩 |
| 委員 | 阿部 周夫 |
| 委員 | 鈴木 良民 |
| 委員 | 佐藤 妙子 |
| 委員 | 白井 邦彦 |
| 委員 | 深井 邦彦 |

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。

議会事務局 ☎(43) 3911 / E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp / URL:http://www.city.gosen.lg.jp